

# 協会 だより



一般社団法人  
発行所 **福井県消防設備協会**  
〒910-0829 福井市林藤島町20-1-3  
福井産業技術専門学院内  
TEL (0776) 4 3 - 1 2 9 9  
FAX (0776) 4 3 - 0 6 4 4

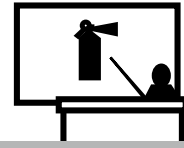


左上:北前船船主館(右近家)、中:北前船モニュメント、右上:北前船航行のイメージ図

## 目次

- |                                 |   |               |    |
|---------------------------------|---|---------------|----|
| ▶平成29年度 各種講習会のご案内 ……            | 1 | ▶会員の入退会の状況 …… | 7  |
| ▶新顧問あいさつ ……                     | 2 | ▶通知・通達 ……     | 8  |
| ▶平成29年度 定時総会、事業計画<br>及び収支予算案 …… | 3 | ▶よくある質問 ……    | 12 |
| ▶平成28年度 正味財産増減計算書 ……            | 4 | ▶消防交流広場 ……    | 13 |
| ▶平成29年度 福井県消防設備協会会長表彰 ……        | 5 |               |    |

# 各種講習のご案内



## 【消防設備点検資格者再講習】

開催日	種別	講習会場	時間	受付期間
6月27日(火)	第1種	福井県 中小企業産業大学校	9:00~17:00	5月8日(月)~ 5月22日(月)
6月28日(水)	第2種			

申込受付は終了しました。

## 【消防設備点検資格者本講習】

開催日	種別	講習会場	時間	受付期間
10月11日(水)~ 10月13日(金)	第1種	福井県 中小企業産業大学校	9:00~17:00	8月22日(火)~ 9月5日(火)
10月17日(火)~ 10月19日(木)	第2種			

## 【消防設備士法定講習】

講習日	講習区分	類別	講習会場	時間	受付期間
8月29日(火)	消火設備	1、2、3類	サンドーム福井 管理会議棟小ホール	9:00~17:00	7月4日(火)~ 7月21日(金)
8月30日(水)	避難設備 消火器	5、6類			
8月31日(木)	警報設備	4、7類			
9月1日(金)					

## 【実務研修会】

開催日	研修内容	研修会場
7月11日(火)	救急講習	福井県立福井産業技術専門学院

(一社)福井県消防設備協会では、定款第38条に基づき顧問・参与を委嘱していますが、本年4月の人事異動により一部の方がお代りになりました。つきましては、顧問・参与を代表して新顧問の方からご挨拶を頂戴しておりますのでご披露させていただきますとともに、顧問・参与の皆様には、今後ともご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



## 顧問就任のごあいさつ

福井県消防長会 会長 山本太志 (福井市消防局長)



(一社)福井県設備協会の皆様には、日頃より消防用設備等の設置及び保守点検等の推進を通じて消防行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、本年4月1日付けで福井県消防長会会長に就任し、同日付けで貴協会顧問の委嘱をお受けしたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災は、折からの強風に煽られて住宅や店舗など147棟、約4万平方メートルが焼失するという、極めて甚大な被害を発生させたほか、本県でも2月28日未明に、越前市の木造建物密集地で店舗や住宅など10棟を焼損する火災が発生するなど、火災の恐ろしさと防火の重要性を改めて認識させられたところであります。

このような中、今回の火災を踏まえて県内の各消防本部では、類似火災の発生と被害の拡大を防ぐため、住民指導の充実や消防隊の出場体制及び消防応援体制の見直しを図っているところであり、また、総務省消防庁でも、全ての飲食店に消火器の設置を義務付けるよう消防法施行令を改正する予定であるほか、木造密集地において、住宅用火災警報器を隣接する複数の建物間で連動させる仕組みの普及に向けて検討に入ったところであります。

このように、消防機関では、今後とも引き続き県民の生命、身体、財産を火災等の災害から守るため、防火対象物の安全確保と違反是正の徹底を図るべく、関係機関と協力して防火安全対策への積極的な取り組みを進めてまいりますので、貴協会におかれましても、消防用設備等の保守点検や法定講習等を通じて、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 「北前船」が 日本遺産に!

去る4月28日、文化庁が「日本遺産」を発表し、日本海側7道県の11市町にまたがる「北前船寄港地・船主集落」(敦賀市、南越前町)など、17件を新たに認定したと発表された。

「日本遺産」は、地域の有形・無形の文化財をテーマに、2015年から毎年認定し、今回が第3弾となる。「北前船寄港地・船主集落」は、江戸、明治時代に日本海を航行し、大阪から蝦夷地(北海道)を結んで、日本海廻りで商い(買積)をしながら不定期に往復した廻船を「北前船」と言い、各地で物資を売買して財を成した商船にまつわる遺産である。南越前町、敦賀市のほか、函館市や松前町、鯉ヶ沢町、深浦町、秋田市、酒田市、新潟市、長岡市、加賀市とともに認定された。また、「船主集落」としての右近家(南越前町河野)は、天明・寛政(江戸時代)頃から活躍し、全盛期には30余隻を所有した船主で、現在の「日本興亜損害保険株式会社」の創業家である。右近家の邸宅は、天保時代の構えを基本に明治34年に立て替えられたものであるが、使われている材料は、北前船で全国の産地から運んだという豪華な構えで、背後の山裾に造られた庭園など往時の勢いを実感させる。現在は、資料館として拝観者が後を絶たない。

## 平成29年度 表彰式・定時総会



平成29年度の「表彰式・定時総会」が、去る5月17日（水）に、福井県中小企業産業大学校で開催されました。

竹澤慶一副会長の開会宣言に続き、高村文能会長の開会の挨拶があり、その後、平成29年度の表彰式が挙行されました。（受賞者詳細は5ページ）

表彰式に引き続き、14時30分から定時総会を開会。

定款第16条に基づき高村会長が議長に就き、議

事に入りました。議事内容は第1号議案（平成28年度事業報告及び収支決算の承認に関する件）並びに第2号議案（公益目的支出計画の実施状況）が一括上程され、審議されました。

また、報告事項としては、第1号報告（平成29年度事業計画（案）及び収支予算（案））など2件の報告があり、審議の結果、いずれも原案どおり可決承認されました。

なお、平成29年度の事業計画（案）および収支予算（案）並びに平成28年度の事業結果および収支決算は、以下のとおりです。



（定時総会での来賓祝辞）

### 【平成29年度 主な事業計画】

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 1. 消防設備士法定講習の実施          | 8. ホームページ等による普及啓蒙         |
| 2. 消防用設備等点検資格者講習の実施      | 9. 「会員名簿」の配布、「協会だより」の発行   |
| 3. 消防用設備等点検済表示管理制度登録会員審査 | 10. 業務資料の提供及び関係図書の斡旋      |
| 4. 消防用設備等点検済証（ラベル）の交付    | 11. 各種会議及び実務研修会等の開催       |
| 5. 防火基準点検済証等セーフティマークの頒布  | 12. 東海北陸消防設備協会連絡協議会の研修参加  |
| 6. 消防用設備等保守関係功労者表彰の推薦    | 13. 創立30周年記念事業に向けた実行委員会開催 |
| 7. 優良従業員等の表彰             | 14. 防火（防災）管理講習会の開催        |

### 【平成29年度 収支予算案】

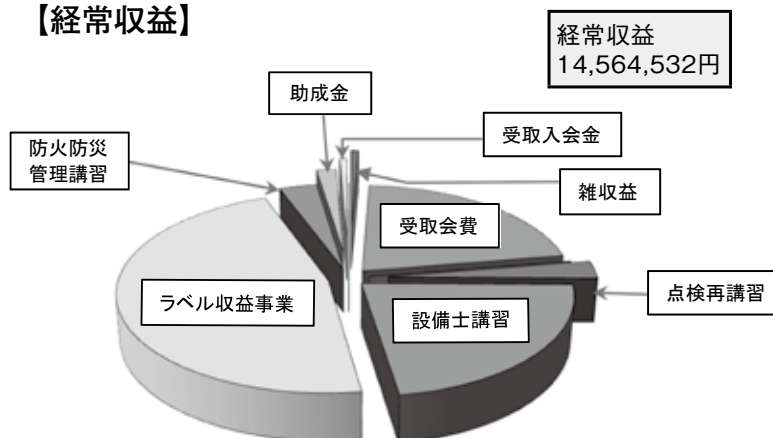
（単位：千円）

（事業活動収益）		（経 費）	
● 会費収入	3,124	● 事業費	13,365
● 事業収入	11,610		（積立金230千円含む）
● 補助金収入	250	● 管理費	1,465
● 雑収入等	96	● 雑費	250
<b>合 計</b>	<b>15,080</b>	<b>合 計</b>	<b>15,080</b>

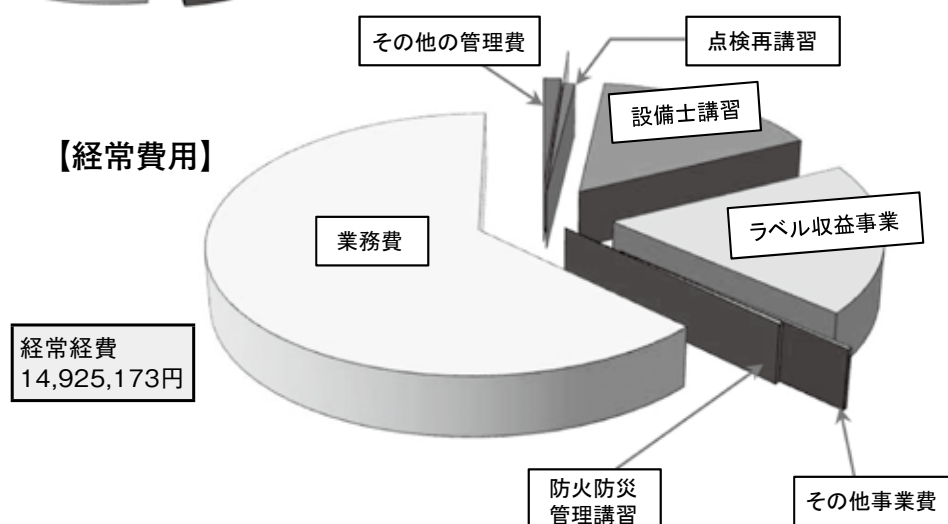
## 平成 28 年度 正味財産増減計算書

経常収益 (単位：円)		経常費用 (単位：円)	
合計	14,564,532	合計	14,925,173
基本財産受取利息	2,254	業務費	8,401,498
受取入会金	100,000	実務研修費	162,971
受取会費	3,156,000	点検本講習事業	0
点検本講習事業	0	点検再講習事業	97,848
点検再講習事業	412,128	設備士講習事業	2,094,918
設備士講習事業	3,259,200	ラベル収益事業	2,524,806
ラベル収益事業	6,814,350	防火防災講習会費	39,485
防火防災講習事業	473,900	その他	39,051
助成金	250,000	管理費	638,626
雑収益	96,700	その他	925,970
当期増減額(税引き前)	△ 360,641	法人税等	80,000
一般正味財産	期首残高	7,436,660	増減
	期末残高	6,996,019	

### 【経常収益】



### 【経常費用】



## 平成29年度福井県消防設備協会会長表彰 受賞 おめでとうございます

平成29年度の優良従業員等の表彰式が、5月17日の定時総会前に挙行されました。永年にわたり協会役員として尽力された方、消防用設備等の適正な保守業務に従事し、他の模範と認められる方、並びに、永年にわたり消防用設備等の適正な保守業務の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所が高村文能会長から表彰を受けました。受賞された皆様は、次のとおりです。



(表彰を受ける受賞者)

### 役員表彰

理事 河上淳一 殿 三崎屋電工株式会社

### 優良従業員(20年)表彰

長 幸平 殿 轟産業株式会社  
森 國幹 夫 殿 北陸設備工業株式会社  
刀 根 嘉 広 殿 株式会社創電

### 優良従業員(30年)表彰

天谷秀浩 殿 北陸設備工業株式会社

### 優良事業所表彰

消防設備管理株式会社 殿 尾崎 剛 殿  
紫光産業株式会社 殿 竹内幸彦 殿  
藤井防災エネルギー株式会社 殿 藤井洋造 殿



# 平成29年度春の叙勲 旭日双光章 竹内清志氏



(前協会長 現紫光産業株式会社 会長)

去る4月29日、春の叙勲の発表があり、(一社)福井県消防設備協会の前会長 竹内清志様(74歳 紫光産業(株)会長)が受勲の栄に浴されました。

そして、5月15日(月)に東京虎ノ門の日本消防会館ホールにおいて伝達式が行われ、全国から606名の受勲者が集う中、竹内前会長は、「旭日双光章」受勲者の代表として、ご夫人と一緒に壇上に上がり、高市早苗総務大臣から直接、勲記と勲章を授与されました。

授与された勲章「旭日双光章」は、公職や公益性を有する団体の役員、企業経営者など各分野における顕著な功績を挙げられた方々に対し授与されるもので、当協会では、故岩崎康弘様(第3代会長、平成20年春に旭日双光章を受勲)以来の慶事であります。

今回の叙勲は、竹内様がこれまで積み重ねてこられたご努力や、協会をけん引してこられたご功績が認められたものであり、ご本人様、ご親族の皆様は元より、当協会としても大変名誉なことであり、会員の皆様とともに心からお祝いを申し上げます。

今後とも健康にご留意され、ご長命戴きますとともに、福井県の消防設備業界の重鎮として、協会発展のためご指導、ご助言を賜りますようお願いいたします。



## 平成28年度中の会員の入退会状況 (表示登録会員含む)

### 1. 平成28年度中の入会者

敬称省略

1	住所	〒919-1542 三方上中郡若狭町井ノ口28-7	Tel 0770-62-0310 電気部門 表示登録 No169
	名称	株式会社井ノ口電気 (井ノ口清英)	
2	住所	〒914-0121 敦賀市野神15号4番13	Tel 0770-37-1160 電気部門 表示登録 No170
	名称	有限会社大和田工業 (大和田 学)	

※(株)井ノ口電気 井ノ口清英氏につきまして、協会だより(29年1月号)でご紹介した際、ご芳名を誤って掲載してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。お詫びし、訂正いたします。

今後とも よろしくお願いたします。

### 2. 平成28年度中の退会者

敬称省略

1	住所	福井市花堂南2丁目6-6	表示登録 No168 代表 田中慎治
	名称	株式会社トミヒサ・アイビーエス	
2	住所	福井市上北野2丁目4-30 コーポあすか101号	表示登録 No120 代表 中島民男
	名称	有限会社日本防災	
3	住所	福井市豊島1丁目7-1	準会員 代表 川村明義
	名称	有限会社相互電設	

長い間お世話になり ありがとうございます。

### 3. 会員の加入状況

平成29年4月1日現在

消防本部 管内	加入状況				表示登録
	会員数	電気	水系	防災	
福井	60	22	14	24	54
敦賀美方	14	9	1	4	13
南越	9		3	6	9
若狭	7	3	2	2	7
大野	15	9	5	1	14
勝山	3	2		1	3
鯖江丹生	6		1	5	5
嶺北	11		4	7	8
永平寺	3	3			3
県外	2			2	1
計	130	48	30	52	117
会員	1				

※ 賛助会員 0 事業所



## 通知 通達

平成29年1月号に掲載の「通知・通達」以降に公布されたもののうち、消防用設備等に関するものは以下のとおりです。なお、詳細については、必要に応じて、ご自身でご確認をお願いします。

### ◆一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例について（通知）

消防予第71号  
平成29年3月23日

消防庁予防課長

従来、民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の基準の特例の適用について」（平成19年1月19日付け消防予第17号）にて規定されていましたが、平成28年12月21日に開催された「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」において、「古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、今後地域から寄せられる相談・要望等を踏まえた上で特例の考え方等の整理・公表を行う」とされたことに伴い、上記タスクフォースに参画している有識者や関連する消防機関等と意見交換を行った結果、下記の要件を満たす防火対象物については、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定を適用し、その特例を認めて差し支えないこととしたので通知します。これに伴い、「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年1月19日付け消防予第17号）は廃止します。

（中略）なお、この通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 記

#### 第1 特例基準を適用できる防火対象物

従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、令別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）又は複合用途防火対象物に該当するもの。

#### 第2 特例基準を適用できる消防用設備等

「誘導灯」及び「誘導標識」

#### 第3 特例基準の要件及び内容

第1に適合する防火対象物において、以下の1から3に該当する部分には、令第26条の規定にかかわらず、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないものとする。

1 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する避難階

(1) 以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 各居室から直接外部に容易に避難できること。

イ 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

(2) 防火対象物の外に避難した者が当該防

火対象物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

(3) 防火対象物の従業員がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

2 次の(1)から(3)までのすべての要件に該当する2階以上の階があって避難階以外のもの

(1) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

(2) 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

(3) 1(3)の要件を満たしていること。

3 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分（令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。）

#### 第4 特例基準の適用にあたっての留意事項

1 第3、1(1)アの要件である「直接外部に容易に避難できること」とは、すべての居室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと

2 第3、1(1)イ及び第3、2(1)の要件であ

る「夜間であっても迷うことなく」とは、当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見通し、かつ、識別することができる必要がある、各居室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。

3 消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準の特例については、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成8年2月16日付け消防予第22号）3(1)及び(2)によらるべきこと。



### ◆消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（通知）

消防予第80号  
平成29年3月31日

消防庁予防課長

消防用設備等の試験及び点検については、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日付け消防予第282号。以下「試験基準」という。）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、今般、

消防庁で開催している「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」における検討結果等を踏まえ、試験基準及び点検要領の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。(中略)なお、この通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

**第1 試験基準の一部改正について**

「第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準」を別紙1のとおり改めたこと。

**第2 点検要領の一部改正について**

「第11 自動火災報知設備」、「第16 誘導灯」、「第31 共同住宅用自動火災報知設備」、「第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備」、「第33 特定小規模施設用自動火災報知設備」、「第35 複合型居住施設用自動火災報知設備」を別紙2のとおり改めたこと。

別紙1

**消防設備等の試験基準**

- 第1 消火器の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準

- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関に通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管(共同住宅用連結送水管)の試験基準
- 第22 非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)の試験基準
- 第25 非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備(配・分電盤等))の試験基準
- 第26 非常電源(自家発電設備)の試験基準
- 第27 非常電源(蓄電池設備)の試験基準
- 第27の2 非常電源(燃料電池設備)の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同

- 住宅用非常警報設備の試験基準
- 第35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第36 加圧防排煙設備の試験基準
- 第37 複合型居住施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第38 特定駐車場用泡消火設備の試験基準  
(以下省略)

別紙2

消防用設備等の点検要領

- 第1 消火器具
- 第2 屋内消火栓設備
- 第3 スプリンクラー設備
- 第4 水噴霧消火設備
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備
- 第7 ハロゲン化物消火設備
- 第8 粉末消火設備
- 第9 屋外消火栓設備
- 第10 動力消防ポンプ設備
- 第11 自動火災報知設備
- 第11の2 ガス漏れ火災警報設備
- 第12 漏電火災警報器
- 第13 消防機関に通報する火災報知設備
- 第14 非常警報設備
- 第15 避難器具
- 第16 誘導灯及び誘導標識
- 第17 消防用水
- 第18 排煙設備
- 第19 連結散水設備
- 第20 連結送水管(共同住宅用連結送水管)
- 第21 非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)

- 第22 無線通信補助設備
- 第23 非常電源(非常電源専用受電設備)
- 第24 非常電源(自家発電設備)
- 第25 非常電源(蓄電池設備)
- 第25の2 非常電源(燃料電池設備)
- 第26 配線
- 第27 総合操作盤
- 第28 パッケージ型消火設備
- 第29 パッケージ型自動消火設備
- 第30 共同住宅用スプリンクラー設備
- 第31 共同住宅用自動火災報知設備
- 第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- 第33 特定小規模施設用自動火災報知設備
- 第34 加圧防排煙設備
- 第35 複合型居住施設用自動火災報知設備
- 第36 特定駐車場用泡消火設備  
(以下省略)





### 連結送水管の点検について

**Q.** 連結送水管の配管における機器点検について、点検基準では、「……屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分を除く。」とあるが、この場合、耐圧性能に係る点検は実施しなくてもよいと解してよろしいか、ご教示願います。

**A.** 共用していない部分については、耐圧性能を点検しなければなりません。具体的には、連結送水管の送水口から、直近の逆止弁までの間は、共用している部分ではない（屋内消火栓設備の加圧送水装置により加圧されない。）ため、点検の対象となります。

### 連結送水管の点検票について

**Q.** 安全センターのホームページから、連結送水管の点検票を取り出せるが、題名が「連結送水管（共同住宅用連結送水管）点検票」となっている。紛らわしいので、かっこ書きの部分を削除して使用してもよいか。

また、配管の耐圧性能の欄について、当該点検を実施しない場合の書き方について示してほしい。

**A.** 前段について、点検票は昭和50年消防庁告示第14号により定められているため、様式を変更することはできない。安全センターで用意している点検票はWord形式での取扱いもあるため、容易に変更することは可能ですが、告示違反となるため、その点、注意が必要です。必要に応じて二重の取消し線で対応することも一つの方策かと思われます。後段について、例を挙げると、配管を設置した日から10年を経過していない場合は、「種別・容量等の内容」欄には、設置年月日を記入し、「判定」欄には、斜線を引いて対応してください。

配管の耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合は、「種別・容量等の内容」欄には、設置年月日及び試験実施年月日を記入し、「判定」欄には、斜線を引いて対応してください。

### 自家発電設備の点検について

**Q.** 自家発電設備の総合点検における負荷運転について、点検要領には「……必要な時間連続運転を行い、確認する。」と示されているが、具体的に何分以上しなければならないのか。

**A.** 具体的な時間がしめされているわけではないので、点検基準に示されている「漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく運転が正常である。」か否かを確認するため、必要な時間運転するものです。なお、「種別・容量等の内容」欄には、使用した負荷、負荷容量及び運転時間は記入してください。

消防に携わる  
皆様へ

⑨ ⑨ ⑨ ⑨ ⑨ ⑨ ⑨ ⑨  
会員制Webサイトで  
情報交換しよう!

# 消防交流広場

会員登録は  
こちらから

<https://www.fesc119.net>



※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になります。



パソコン、タブレット、スマートフォン  
いずれからもアクセスできます

会員  
参加型

交流掲示板

会員  
参加型

事例研究

会員  
参加型

消防関連Q&A

会員  
参加型

設備士  
試験対策

団体のお客様

月刊フェスク  
様式ダウンロード

法令・通知  
報告書

広場からの  
お知らせ

みんなの意見を  
聞きたい

自分たちの活動を  
知ってほしい

困った時に  
相談にのってほしい

国や地域の  
最新情報がほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター

◇都道府県消防設備協会会員の皆さまへ◇

貴社の、安心経営のために

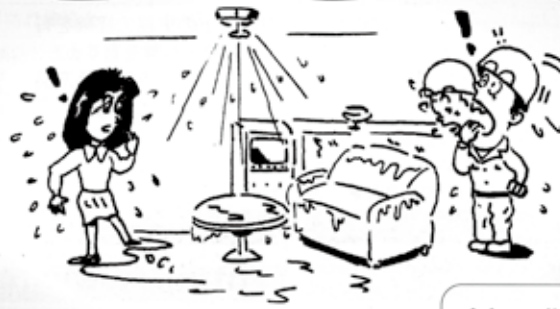
# 消防設備業総合保険のご案内

賠償責任保険

労災上乗せ保険

PL保険

パソコン保険



## 貴社のニーズにお応えする 7つの型をご用意しました。

●管理財物や工所用資機材の損害・作業対象物自体の損害・人格権侵害による損害・使用不能損害も補償し、幅広い補償をご提供いたします。

### 大切な従業員を守るために

**C型** 労災上乗せ保険  
従業員の方が業務災害、通勤災害にあった際の政府労災の上乗せ保険です。  
\*労働災害総合保険

### 業務上、他人にケガを負わせたり、他人の財産を壊してしまったときのために

**A型** 保守業務用  
消防用設備等の保守業務(点検・整備)を行う皆さまを対象とする保険です。  
\*消防用設備等保守業者賠償責任保険  
受託者賠償責任保険

**B型** 新設・増設工所用  
消防用設備の工事(新設、増設、移設、改修)を行う皆さまを対象とする保険です。  
\*請負賠償責任保険、受託者賠償責任保険  
生産物賠償責任保険・組立保険

### パソコンやデータの消滅などを補償するために

**F型** パソコン保険  
パソコンを利用して業務を行う皆さまのための保険です。  
\*コンピュータ総合保険

**D型** 消防防災訓練用  
消防防災訓練における指導・指示を行う皆さまを対象とする保険です。  
\*施設所有(管理)者賠償責任保険

**G型** 防火・防災点検業務用  
防火対象物定期点検報告制度または防災管理定期点検報告制度に基づく点検を行う皆さまを対象とする保険です。  
\*施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

### 他社製品の販売リスクを補償するために

**PS型** 販売業務用  
消防用設備機器(他社製品)などを販売している皆さまのための保険です。  
\*生産物賠償責任保険

引受保険会社一覧

三井住友海上火災保険株	公務開発部営業第二課	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	tel.03(3259)4061
東京海上日動火災保険株	広域法人部法人第一課	東京都千代田区三番町6-4	tel.03(3515)4147
損害保険ジャパン日本興亜株	団体・公務開発部第三課	東京都新宿区西新宿1-26-1	tel.03(3349)5408

保険契約者

一般財団法人 日本消防設備安全センター

お問い合わせ先  
(取扱代理店)

日本フェスクサービス株式会社 東京都港区虎ノ門2-9-11 ☎03-3591-8121

※上記の案内は概要です。詳細につきましては、パンフレット「消防設備業総合保険のご案内」をご覧ください。

# 責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは  
このラベルで!!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井市林藤島町 20-1-3 福井産業技術専門学院内 TEL 0776-43-1299